審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」)は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、令和5年6月2日付で「稽古に関する感染予防ガイドライン」(以下「全剣連ガイドライン」)を制定しましたが、これに伴い「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(以下、「審査ガイドライン」)を改定しました。

また、審査ガイドラインは全剣連主催の審査会に適用するものですが、各 都道府県剣連においても、審査会を実施する場合、この審査ガイドラインを 参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な審 査会実施に当たるようにしてください。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する都道府県、審査会場となる施設の方針により、逐次、審査ガイドラインの見直しを行う予定ですので、ご留意ください。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

- 1. 全剣連(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、審査会を開催する にあたって、開催場所が所在する都道府県及び審査会場となる施設の 方針を遵守するものとする。
- 2. 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、 この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3. 主催者は、受審者並びに関係者以外は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
- 4. 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の 運営に協力する。

【受審にあたって】

- 1. ワクチンの3回の接種を推奨する。
- 2. 以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を 用いている方など」をいう
 - ただし、これらの者が受審を希望する場合は、主治医の承認を 得るものとする
 - (イ) 発熱のある者(個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者 をいう)
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要 とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触が ある場合
- 3. 受審者は、実技審査時には面マスクまたはシールドの着用を前提としている。
 - ※面マスクとは面の中に着装するマスクで種類は問わない。
 - ※70歳以上の受審者はマスクとシールドの両方を着用することを推奨する。
 - ※シールド着用の場合には、シールド下部に飛沫防止用のフィルタースポンジを着用することが望ましい。

【入場にあたって】

- 1. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、 受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
- 2. 見学者、付き添い等は入場させない。
- 3. 入場口にアルコール消毒液等を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 4. 受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受 審者の体温測定を行う。
 - (ア) 体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

- 1. 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、 できれば1メートル)を常に保つようにする。
- 2. 審査員・係員は審査中、マスクを着用する。
- 3. 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- 4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り 多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。

【受付、更衣、受審者説明】

- 1. 施設に入場後、受審者は受付を行う。なお、受付は、ロビー等可能な 限り広い場所で実施する。
- 2. 受付は、密集を避けるため、可能な限り多く設置し、受審者を分散させる。分散がスムースにできるよう、受付の表示を明確にする。
- 3. 受付終了者は、観覧席(女子の場合は更衣室)に移動し、剣道着・袴 に着替えて、待機する。
 - (ア) 女子更衣室は、前半後半に分けて使用するなど密集状態にならないように配慮する。女子は更衣後、受審者説明を受けるため、 観覧席に移動する

【実技合格発表】

- 1. 発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 2. 合格者は形審査会場に移動する。

【日本剣道形審査】

- 1. 実技合格者は、間隔(1メートル以上)をとって整列する。
- 2. 合格発表後は、すみやかに施設から退場する。

【その他】

1. 会場内では審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着 用する。

- 2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避ける ため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、ト イレを使用する。
- 3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば工業用送風機を設置する。通風・換気の確認のために CO2 モニターを使用する。
- 4. 主催者は、多くの人が触れる用具、箇所(ドアノブなど)を定期的に 消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパ ータオルを設置する。
- 5. 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 6. 審査会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告する。

以上

令和2年6月22日制定 令和3年8月2日一部改定 令和3年11月8日一部改定 令和4年5月27日一部改定 令和5年7月12日一部改定